

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する契約書

甲 利用者氏名

乙 社会福祉法人

南房総市地域包括支援センター〇〇〇〇

(契約の目的)

第1条 乙は、介護保険法等関連法令及び南房総市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、甲に対し、適切な介護予防サービス計画を作成し、介護予防サービス等の適正な提供が確保されるよう関連機関との連絡調整を行います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、契約締結日から第6条に掲げる満了の条件に該当するときまでとします。

(介護予防サービス計画立案の援助等)

第3条 乙は、介護保険法の定めに従い介護支援専門員その他の介護予防ケアマネジメントに知識を有するものを担当者として指定し、介護予防サービス計画の作成を支援します。

2 介護支援専門員その他の知識を有するものは、介護予防サービス計画の作成にあたり、次の各号に定める事項を遵守します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、甲及び家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。
- (2) 当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
- (3) 提供される介護予防サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した介護予防サービス計画の原案を作成すること。
- (4) 上記原案に位置づけたサービス等について、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けること。
- (5) 甲が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。
- (6) その他、甲及び家族の希望をできる限り尊重すること。
- (7) その他、別紙に掲げる事項。

(介護予防サービス計画作成後の援助)

第4条 乙は、甲及び家族と継続的に連絡をとり、サービス提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回は、利用者の居宅を訪問し、面接をすることとし、利用者の居宅を訪問しない月は特段の事情がない限り、サービス事業所を訪問しての面接や電話等により利用の実情を把握するように努めます。

2 乙は、甲が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、再評価を行い、介護予防サービス計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

3 乙は、甲の受ける在宅サービス利用状況について、甲からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理票の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。

(委託)

第5条 乙は、乙が指定した居宅介護支援事業者に第3条及び第4条に規定する業務を委託することができることとします(乙及び乙が委託した居宅介護支援事業者を以下「乙等」という)。

(契約の満了)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- (1) 甲が死亡したとき。
- (2) 第7条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (3) 第8条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (4) 甲が介護保険施設等へ入所した場合。
- (5) 甲が要介護認定を受けた場合。
- (6) 甲が要支援認定又は南房総市介護予防・日常生活支援総合事業対象者特定を取り消された場合。

(甲の解約権)

第7条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、15日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 甲は、次の各号に乙等が該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。
 - (1) 乙等が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
 - (2) 乙等が、守秘義務に違反した場合。
 - (3) 乙等が、破産等事業を継続する見通しが困難になった場合。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲に対し、甲の非協力など甲及び乙間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、15日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

(損害賠償)

第9条 乙等は、甲に対するサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の家族及び南房総市高齢者福祉課に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

- 2 乙等は、甲に対するサービスの提供に伴って、乙等の責めに帰すべき事由により、甲に損害を及ぼした場合には、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第10条 乙等及び乙等の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らしません。

- 2 乙等は、乙等の従業員が退職後、在職中に知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- 3 乙等は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲または甲の家族の個人情報を用いませ

(記録の整備、閲覧)

第11条 乙等は、甲に対する介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供に際して作成した記録、書類を契約期間満了日より5年間保存します。

2 乙等は、甲または甲の家族に対し、いつでも保管する甲に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。但し、謄写の実費を請求することがあります。

(合意管轄)

第12条 この契約に関してやむを得ず訴訟をする場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを甲及び乙等は予め合意します。

(契約外条項)

第13条 本契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

本契約の締結を証するため、甲乙は署名または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

平成 年 月 日

(甲：サービス利用者)

住 所

お 名 前 印

(署名代行者)

住 所

お 名 前 印

(乙：事業者)

名 称 社会福祉法人〇〇
南房総市地域包括支援センター〇〇〇〇

住 所 南房総市〇〇〇〇

代 表 者 理事長 〇〇〇〇 印